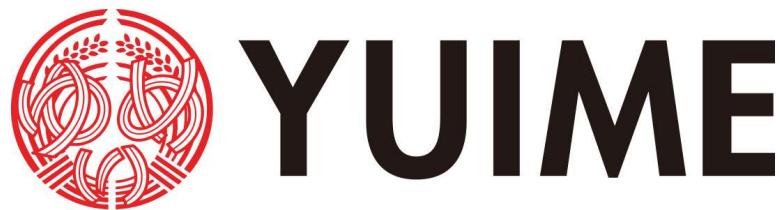


畜産分野

技能実習、終わったその先へー

特定技能2号合格実績多数あり

専門家が語る“新制度 & 特定技能”まるわかり



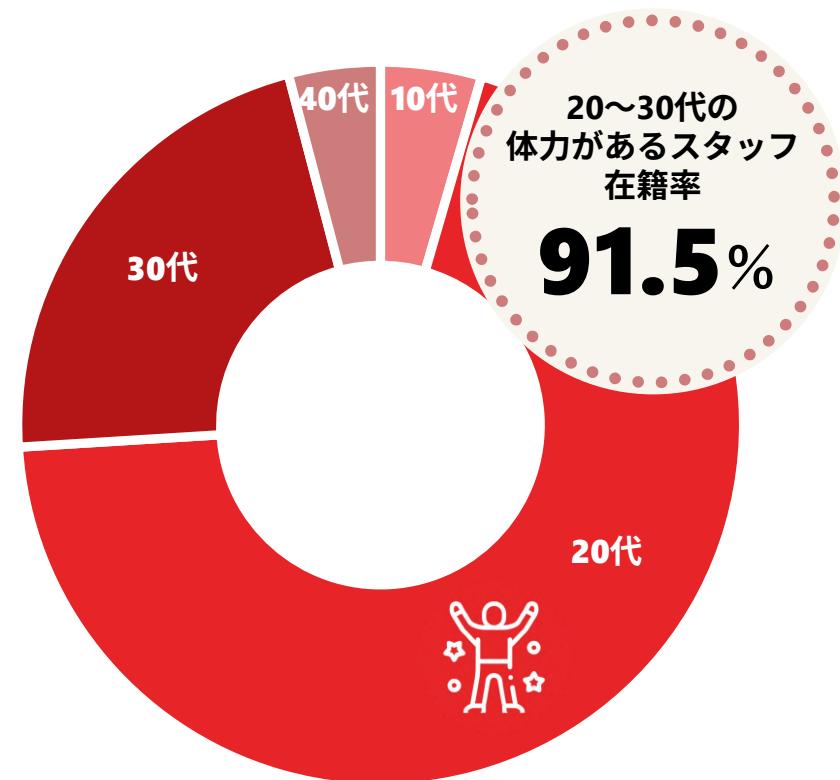
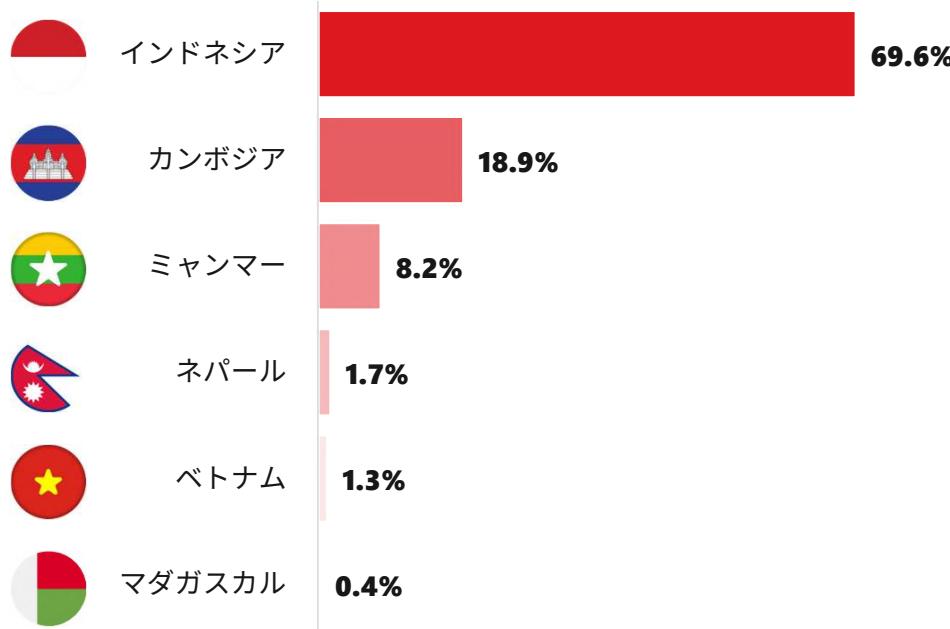
2013年に沖縄のサトウキビ製糖工場への派遣からスタートし、2017年北海道へ進出
沖縄で培ったノウハウを活かし、農繁期の循環型派遣で本州、四国、九州など対応地域を拡大中



業界トップの受け入れ・支援実績を誇る 自社雇用 800人以上

※2025年12月現在

国の認可を受けた人材派遣の特定技能人材受け入れ機関としては
業界トップクラスの実績を誇ります



クライアント直接雇用人材サポート（登録支援）

支援実績分野 約200人

農業（畜産・耕種）、外食、飲食料品製造、宿泊等
一次産業を中心とした関連分野に特化した企業です。

強み

自社で800人以上の雇用実績
派遣会社として日本初&最長の実績

- ・常時800名以上の特定技能外国人材を直接雇用および支援
- ・多様な国籍の受入れ実績：インドネシア、ベトナム、ミャンマー、ネパール、スリランカなど+アフリカ
- ・YUIMEがクライアントと共に、次の体制を構築
- ・全国産地間リレーによる サポートエリアの充実



インドネシア



カンボジア



ベトナム



ミャンマー



ネパール

現場チーム体制の今



特定技能の繁忙期派遣体制

特定技能2号
人材が活躍

3年～



リーダー

圃場でのチーム運営
選果場でのチーム運営
両方の状況に鑑み 当日の
原料状況の把握など
リーダ業務を遂行

1～2年

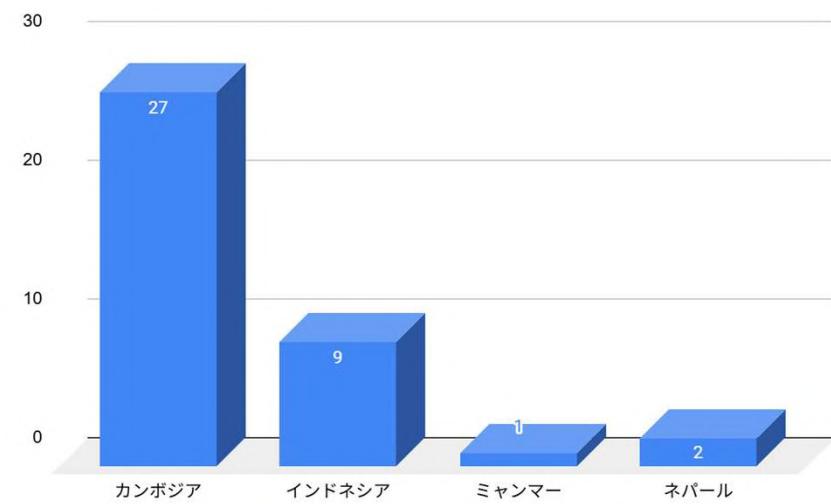


作業スタッフ

リーダー指示の元
同国籍、多国籍
日本人新人もチームとして
稼働

直近 特2合格率 80%!!

累計39名の合格者を輩出実績
カンボジアが多いが、経験年数によるもの。今後インドネシアが飛躍的に伸びる



チーム体制構築がサステナブルな地域労働力供給の肝

農業分野の特定技能派遣事業者コンソーシアム

2024.10.31 記者会見＆各省庁へ文書手交



全国特定技能派遣事業者によるコンソーシアム立上

サステナブルなサプライチェーン構築

JFSM=一般財団法人食品安全マネジメント協会

日本発・国際標準の食品安全マネジメント規格とその認証プログラムを広めるために構築された一般社団法人です。



ニュース JFSMについて 規格・認証 会員 セミナー・研修 社会的責任事業



ニュース JFSMについて 規格・認証

理 事 長

小谷 雅紀 (事務局長兼務)

理 事

井之上 仁 (日本生活協同組合連合会)

今村 嘉文 (キユーピー株式会社)

江城 嘉一 (YUIME株式会社)

大石 泰之 (日本ハム株式会社)

奥河 卓司 (株式会社ニチレイ)

神林 幸宏 (全国農業協同組合連合会)

齋藤 浩二 (株式会社 ニッパン)

斎藤 俊二 (株式会社セブン-イレブン・ジャパン)

佐藤 豊 (株式会社ローソン)

上保 健一 (江崎グリコ株式会社)

菅 晴彦 (株式会社明治)

吉水 健二 (アサヒグループジャパン株式会社)

監 事

片岡 茂博 (JFCジャパン株式会社)

世界標準の人権保護方針に追いつく事は必須条件

自己紹介

YUIME株式会社 常務取締役 江城 嘉一（えしろ よしかず）

2012年に前身の株式会社エイブリッジで農業分野における日本人の人材派遣事業を発足、現在は外国籍人材の特定技能での「派遣」、また「登録支援機関」の認可を受け、農業に特化した人材支援事業の統括を行う。

日本全国の農家、事業者と共に未来を見据えた「今」の課題解決に取り組んでいます。





MISSION

そもそも立ち上がる理由・原点

守る。産業を、地域を。
結ぶ。生きるを、未来を。

VISION

事業の先に広がる叶えたい未来

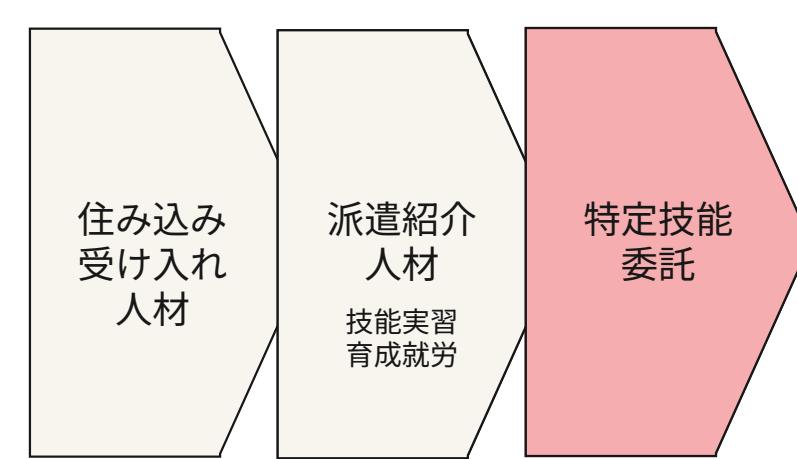
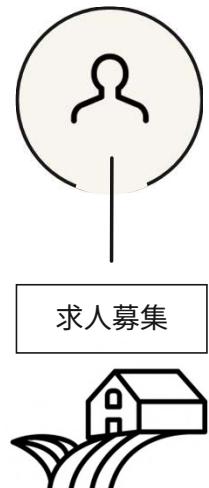
日本の一次産業を、
世界の一流産業にアップデートする。



ビザについて



これからの労働力は、いかに域外と連携し 自社・自地域を強化していくか

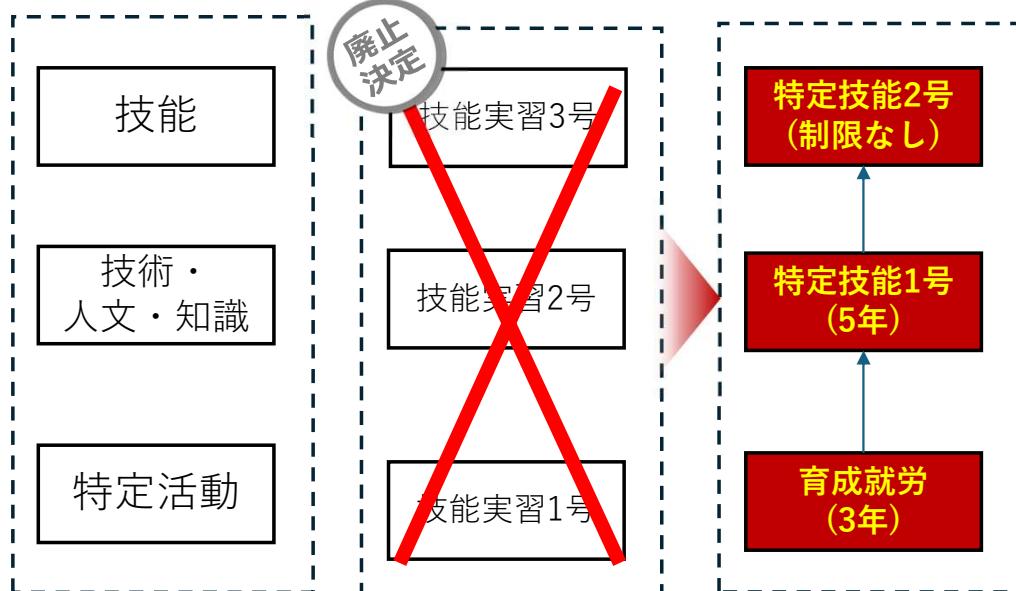


人材支援 -外国人 長期 登録支援の仕組み



労働力確保として
注意が必要なビザ

労働力確保として主流ビザ



山梨で「特定技能」農業分野ビザ乱用により
派遣先役員、登録支援機関社長 双方が逮捕者続出

知らないでは許され
ない！
逮捕者も続出



厳罰化の流れは必須

扱えるビザの認識と適切な運用は必須！相手に騙されない！

適切な労働力として認めたVISAが特定技能1号。技能実習は社会貢献という位置づけ。

課題	技能実習	特定技能1号での対応策
労働時間の制限	週40時間を超える勤務が実質不可能。 36協定の適用範囲！ 農業の働き方と大きく乖離！	労働時間、および残業の制限がありません。 日本人と同じく36協定の適用除外！
受入人数制限	会社の規模により設定	人数制限なし。繁忙期に大量の人材を確保することが可能です。
受け入れ期間による応募者の減少	3年もしくは8か月（短期）がほとんど。 初期費用が高いため、地域、農家により期間は異なる。	受け入れ農家は、労働力が本当に必要な期間だけを各自で用意するだけで問題ございません。
仕事がない場合でも給与を支払う必要がある	外国人材の場合、仕事がなくても給与を支払う必要がございます。よって、仕事がない場合、最低限の給与支払いとなるため、外国人材の失踪にもつながります。	仮に災害などで仕事がなくなった場合でも、全国のYUIMEネットワークを活かし、他の農業に従事する事が可能なため、コストを心配する必要が極限までなくなります。
入国後研修	原則1か月研修が必須となります。	入国時に1日オリエンテーション後に勤務開始可能となります。 よって、すぐに勤務が可能となります。

実質的に農家の貴重な労働力となっている技能実習制度ですが課題が多くあり、その課題を解決する一つとして特定技能1号があげられます。

以前はこのページで技能実習との対比を説明しましたが、技能実習は廃止予定のため、参考までお願いいたします。

技能実習の実習実施者に対する指導状況

1 監督指導の状況

- (1) 全国の労働基準監督機関において、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対して9,829件の監督指導を実施し、その73.7%に当たる7,247件で同法令違反が認められた。
<注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



※厚生労働省より出典（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34487.html）
令和5年8月01日 報道機関向け広報資料 より抜粋

先の状況にも関連して 技能実習生が失踪する理由

軸	技能実習	特定技能1号
転職の自由	原則NG	転職可能
賃金	最低賃金でも可能 (日本人より低い賃金が通常)	日本人と同等が最低要件
労働環境改善	特に必要なし。企業努力。	事実上必須。

上記の事から、技能実習では問題が多発しており、海外から厳しい目だけではなく、実際に日本ブランドが大きく毀損しています。

特定技能外国人制度

特定技能は2019年4月よりスタートした新しい制度となり、各分野とも基本的に直接雇用を基本とするが、農業は特定技能の中で派遣が認められている分野。
ただし、派遣を行える企業には制限があり、特定技能外国人を派遣ができる企業は限られる。

“

「派遣元」は以下の①～④のいずれかに該当している事業者が可能

- ①農業または農業に関連する業務を行っている者であること
- ②地方公共団体または①に掲げる者が資本金の過半数を出資していること
- ③地方公共団体の職員又は①に掲げる者もしくはその役員もしくは職員が役員であることその他地方公共団体または①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者
- ④国家戦略特別区域法16条の5第一項に規定する特定機関（農業支援活動を行う外国人の受入を適正かつ確実に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合する機関）であること

特定技能外国人の受入に関する運用要領

統合

●特定技能14分野と5年間の受入人数上限

分野	5年間の受入人数	雇用	支援サポート	派遣
外食	53,000人	基本的に直接雇用	可能	
飲料品製造	73,000人			
宿泊	22,000人			
航空	2,200人			
自動車整備	7,000人			
建設	40,000人			
造船・舶用	13,000人			
電気・電子情報	4,700人			
産業機械	5,250人			
素形材	21,500人			
ビルクリーニング	37,000人			
介護	60,000人			
農業	36,500人			可能
漁業	9,000人			可能

以下の追加が閣議決定

林業

鉄道

木材加工

自動車運送業

特定技能12分野の内、農業と漁業分野のみ派遣が可能

『特定技能2号』農業含む11分野へ拡大



「特定技能2号」在留資格 政府 拡大案示す
異論出る可能性も

2023年4月24日 18時47分



事实上無期限に滞在できる「特定技能2号」
業種拡大案 自民了承

2023年5月23日 11時54分

2023年5月23日 自民党合同会議において、政府案が了承された。
これにより、特定技能制度において農業人材の長期滞在が確定した。

※NHK webサイト より抜粋

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230424/k10014047771000.html>

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230523/k10014075591000.html>

マインドの大転換

人材が、『すぐ帰る人』から、
『長く居る人』へ変わる！



我々の頭も、『短期的な人材戦略』から
『長期的な人材戦略』へ

自社社員として育成&クライアントスタッフの育成も



特定技能の繁忙期派遣体制

特定技能2号
人材が活躍

3年～



圃場でのチーム運営
選果場でのチーム運営
両方の状況に鑑み 当日の
原料状況の把握など
リーダ業務を遂行

1～2年

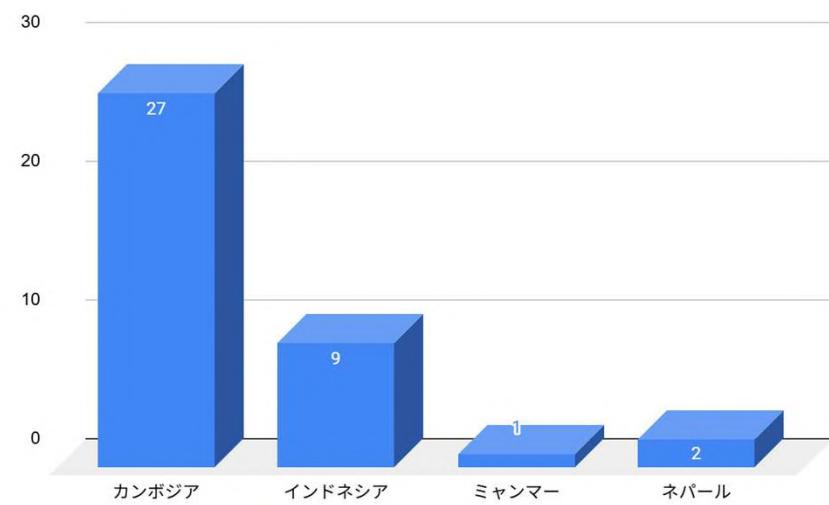


作業スタッフ

リーダー指示の元
同国籍、多国籍
日本人新人もチームとして
稼働

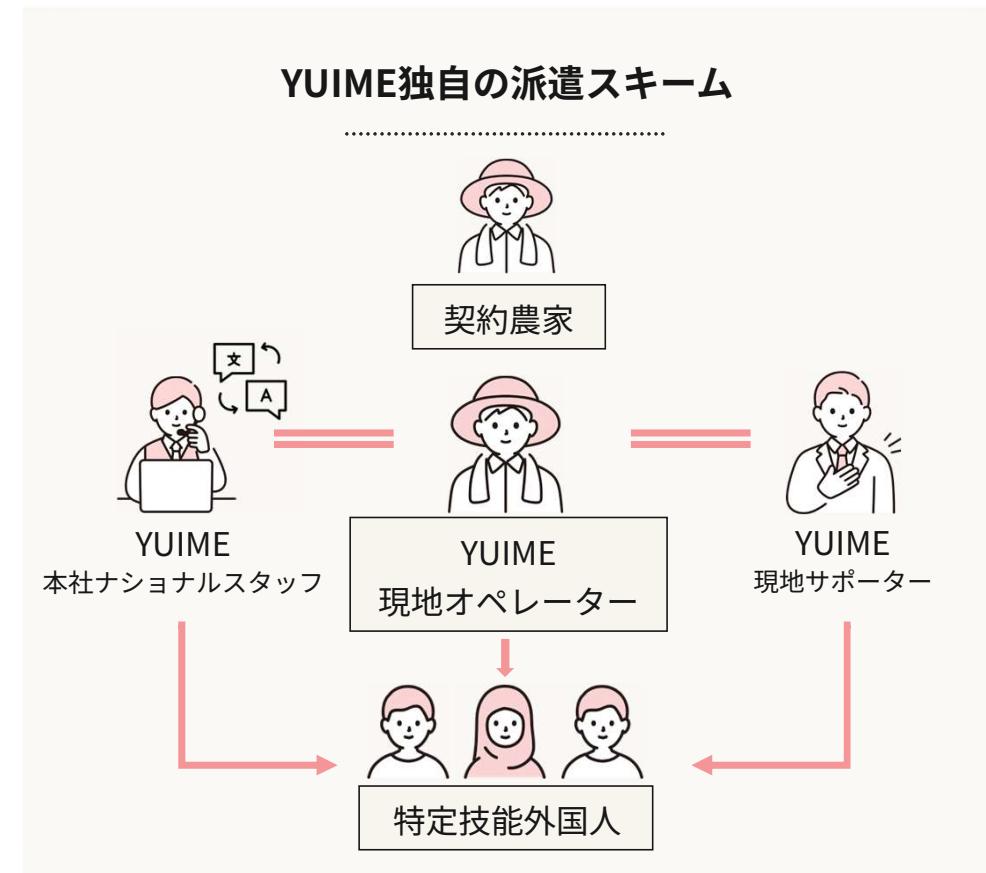
直近 特2合格率 80%!!

累計39名の合格者を輩出実績
カンボジアが多いが、経験年数によるもの。今後インドネシアが飛躍的に伸びる



チーム体制構築がサステナブルな地域労働力供給の肝

東京本社を拠点に現地オペレーターと一緒にとなり
特定技能外国人材のフォローを実現。
通年雇用が可能な地域は勿論のこと。繁忙期のみでも体制が構築可！



「特定技能外国人制度」が2019年にスタート 派遣会社として日本で初めての活用企業認定

2019年1月30日

国家戦略特区特定機関として認定

2019年6月7日

特区での実績や
過去の外国人材サポート実績が認められ
特定技能 登録支援機関として認定

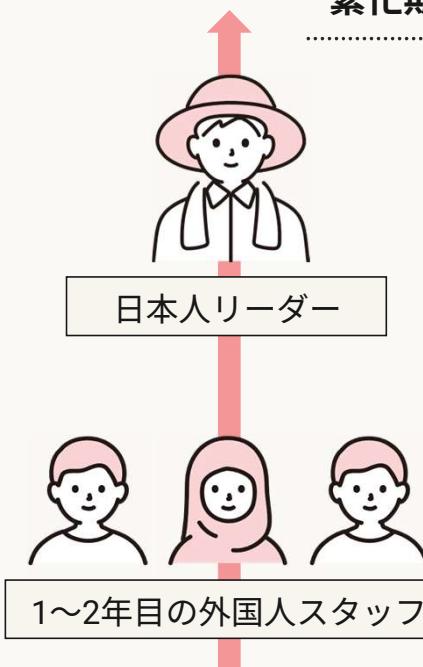


派遣事業

YUIME

登録支援事業

全国産地間連携による
繁忙期派遣体制



特化した人材を取りまとめ
圃場・選果場（施設含む）
全体の管理者

圃場・選果場での収穫
選果業務に特化した人材

繁忙期の組織化ニーズに答えることができたが、将来のリーダー人材育成が求められるように

全国の労働力インフラとしての機能が求められ
全国エリアに拠点を展開

[役員] 代表取締役：上野 耕平

取締役副社長：前田 洋

取締役：江城 嘉一

社外取締役：宍戸 健一

常勤監査役：初田 忠雄

○労働者派遣事業許可番号派13-305217
○有料職業紹介事業許可番号13-工-305689
○国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業(47-02)
○特定技能登録支援機関登録番号19登-000433



gin
pital &
nsulting

ヤマタネ



・南都キャピタルパートナーズ



YUIME単体での資金力では、全国エリアの要望に応えることが厳しい

ビザについて（育成労編）



育成労制度とは

項目	技能実習制度	育成労制度
制度目的	国際貢献、人材育成（人材確保の目的なし）	人材育成、人材確保（国際貢献の目的なし）
在留資格	技能実習1号・2号・3号	育成労
在留期間	最長5年	原則3年（特例として最大6年間）
職種	移行対象職種・作業または1年職種	育成労産業分野・業務区分の範囲内
産業分野別の人数枠	なし	あり
受入れ機関の人数枠	あり	あり
転籍	原則不可（やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は可能）	やむを得ない事情がある場合や、本人の意向による転籍が可能
派遣	不可	農業漁業では可能
監督機関	外国人技能実習機構	外国人育成労機構
送出機関	政府認定送出機関	職安法に基づき必要な範囲となり、「政府認定」送出機関である必要はないと思われる
監理団体	監理団体	監理支援機関
マッチング	監理団体が行う	監理支援機関が行う
計画	技能実習計画を作成	育成労計画を作成
就労開始時点の日本語能力	原則なし（介護は日本語能力試験N4等）	日本語能力試験N5等（原則）
人材育成の内容	1号終了時に技能検定基礎級、2号終了時に技能検定随時三級合格	1年目の終了時：A1（N5等）、技能検定基礎級等 3年目の終了時：A2（N4等）、技能検定随時三級等

技能実習制度1号～3号は廃止となり、新たな制度として育成労制度が創設

国際貢献

から

人材確保と育成へ

育成労による受け入れ企業への影響

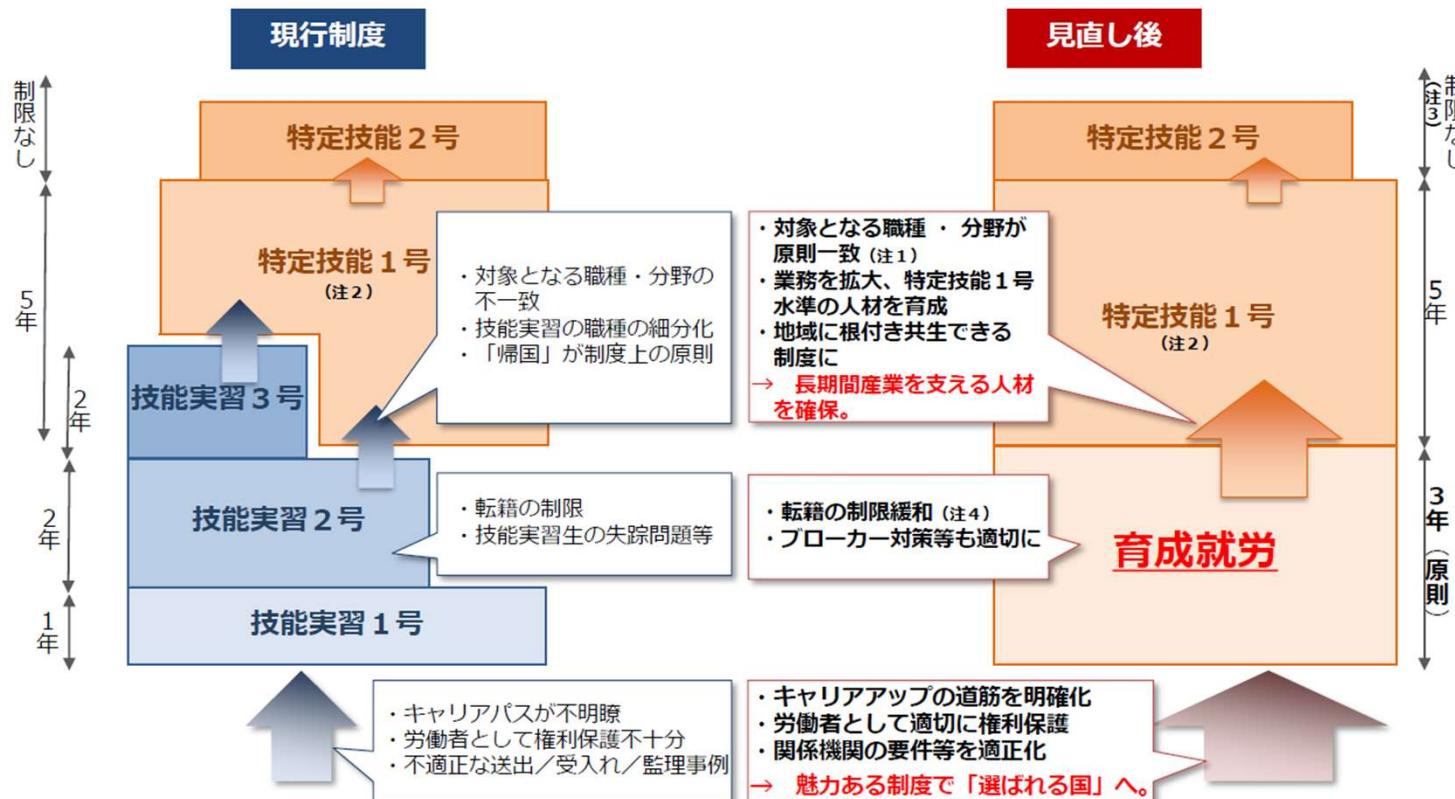
- **転籍が可能**
育成ならびにコストを投下した人材が、1年で都市部や条件の良い他農家への流出リスクが高まる
- **日本語能力支援N5合格**
認定日本語教育機関において相当講習を受講することが必須に
- **漁業、農業は派遣可能に**
派遣法など育成労生を監理する上での、法令順守ならびに監理負担が増大

**Global HR Strategy

「技能実習法等改正法案（育成労法案）の分析2024年3月17日版」参照

育成労制度は、特定技能に接続するための新制度へ

育成就労は特定技能へのエントリーモデル 制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受け入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

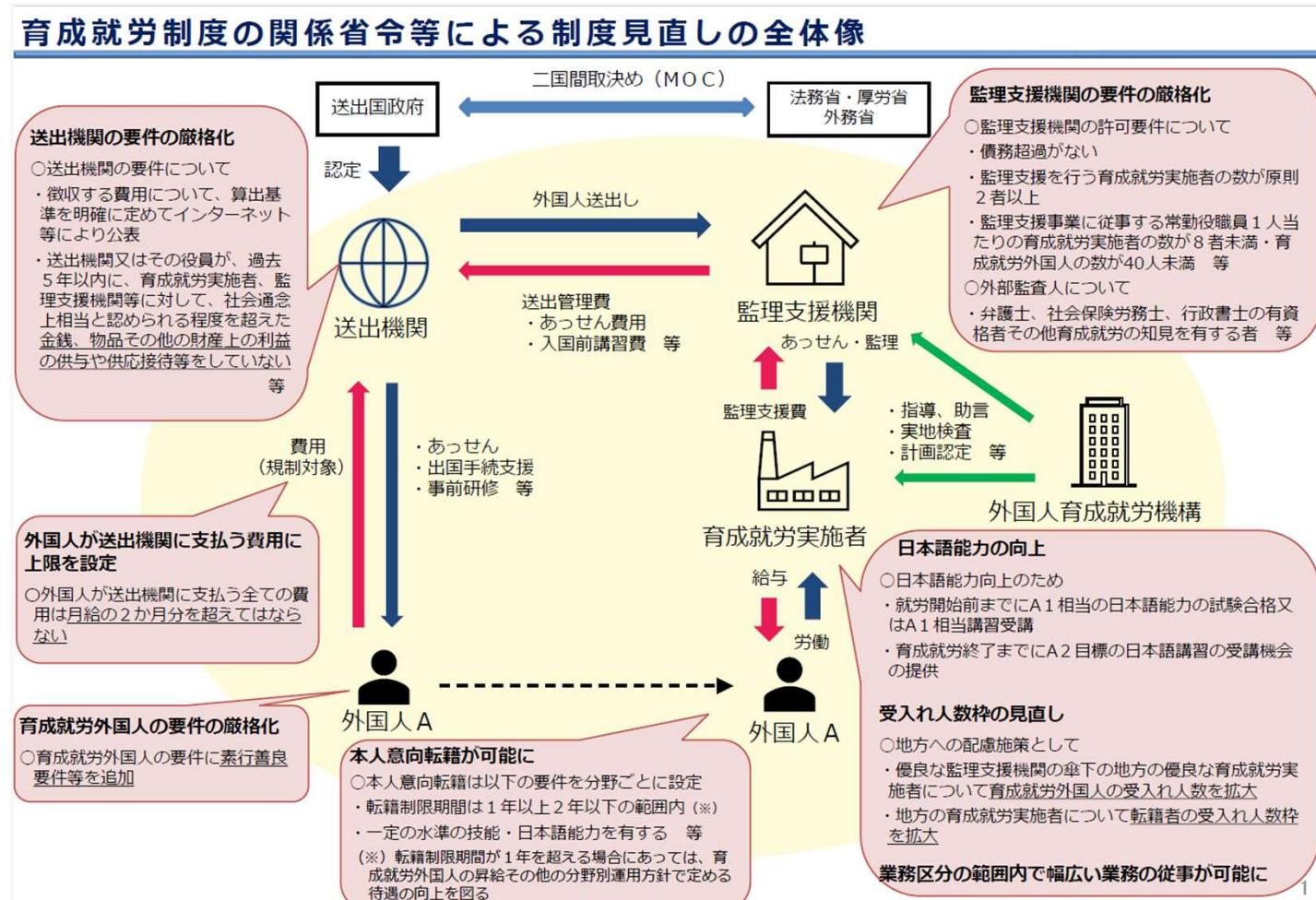
(注2) 特定技能 1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内の本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年（分野ごとに設定）を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

より複雑になるスキーム



監理支援機関（旧制度における管理団体みたいなもの）の厳格化

監理支援機関に係る基準

外部監査人について

- ①養成講習を受講している
- ②弁護士、社会保険労務士、行政書士の有資格者その他育成労の知見を有する者★
- ③監理支援機関と密接な関係を有しない者



禁止事項

- 送出機関からキックバック・社会通念上相当な範囲を超える供應等を受けること、送出機関にこれらを要求等することを禁止



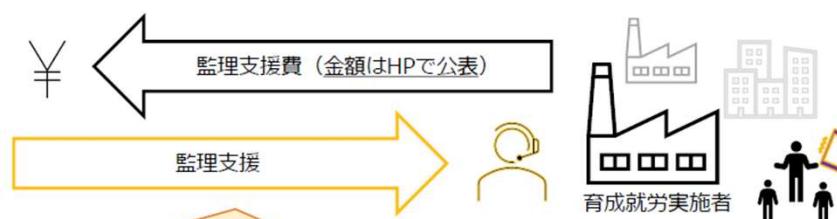
監理支援責任者について

- ①監理支援機関の事業所ごとに、常勤の役職員の中から監理支援責任者を選任する。
- ②当該事業所において監理支援を行う育成労実施者の役職員等の場合は選任できない。
- ③監理支援責任者は、過去3年以内に養成講習を修了した者でなければならない。

※ 施行後当分の間は、養成講習については技能実習制度の養成講習により代替予定。

監理支援機関の許可要件について*

- ①債務超過がないこと。
 - ②監理支援を行う育成労実施者の数が原則として2者以上であること。
 - ③監理支援事業の実務に従事する常勤の役職員数は以下を満たさなければならない。
 - ・ 2人以上いなければならないこと。
 - ・ 当該役職員1人当たりの
 - i 育成労実施者の数が8者未満であること。
 - ii 育成労外国人の数が40人未満であること。
 - ④監理型育成労外国人からの母国語相談等に対応できる体制を有していること。
 - ⑤育成労外国人の保護の観点から、緊急対応等の能力を有していること。
- ※ ②と③は、一部の分野においては代替要件を設定可能

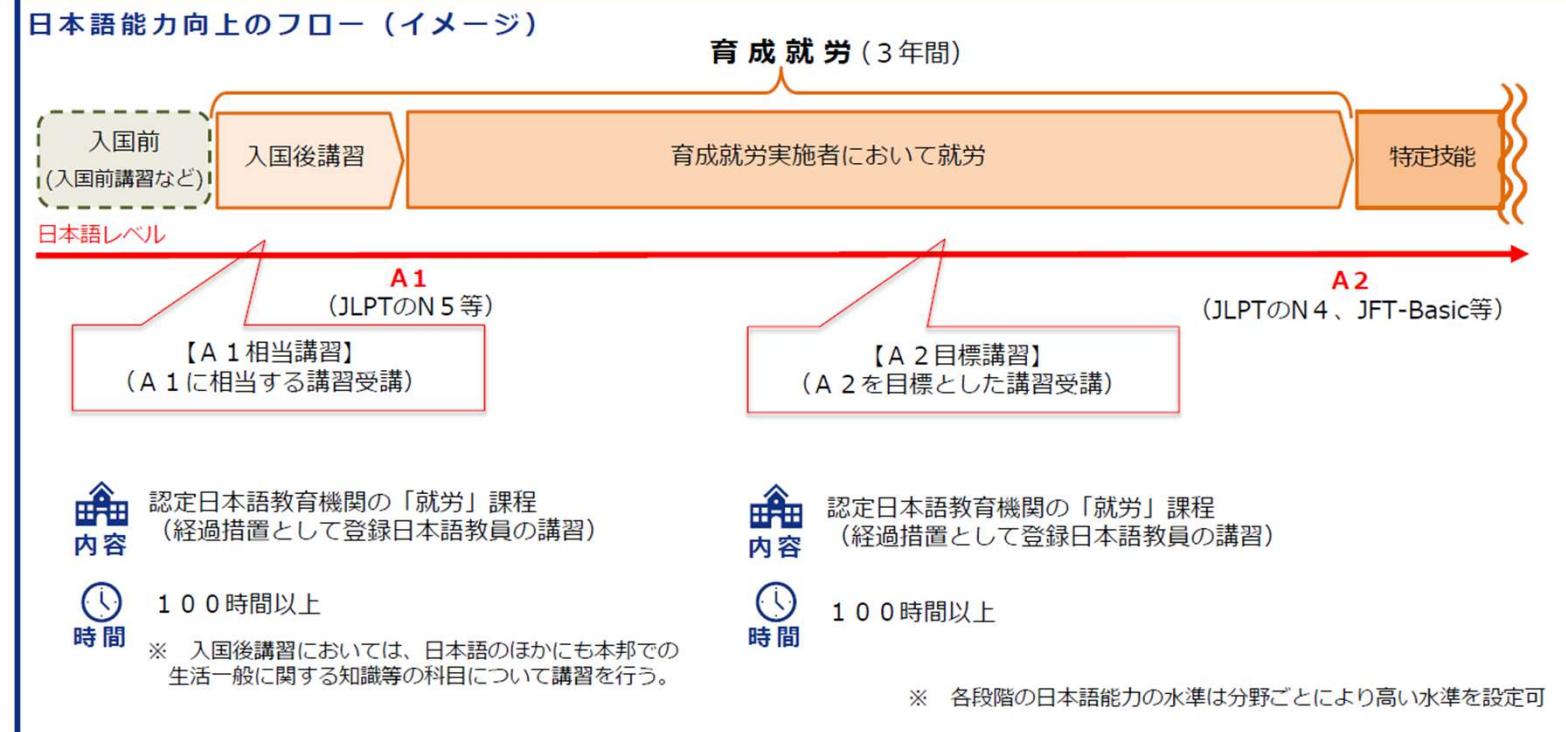


監理支援について

- ①育成労の適正な実施及び育成労外国人の保護に関する事項について、監理支援責任者の指揮の下に、育成労実施者に対し3月に1回以上の頻度で実地による監査を適切に行うこと。
- ②育成労外国人の育成労の期間が1年を超えるまでは、育成労実施者が認定育成労計画に従って育成労を行わせているかについて、1月に1回以上の頻度で、実地による確認等及び育成労実施者に対する必要な指導を行うこと。
- ③監理支援を行う育成労実施者の出身職員等は、入国後講習等の一部の業務を除いて、その密接な関係を有する育成労実施者に対する業務には関与できない。★

日本語研修の負担増

育成就労制度における日本語能力向上のための施策*



A1相当講習・A2目標講習を提供することは育成就労実施者の義務（費用の負担が必要）
※ A1・A2相当の試験に事前に合格している者には受講させる必要はない。



A1相当講習・A2目標講習は、オンラインで受講することも可能だが、双方で同時にコミュニケーションを取れるものであるなど一定の要件を満たす必要がある。

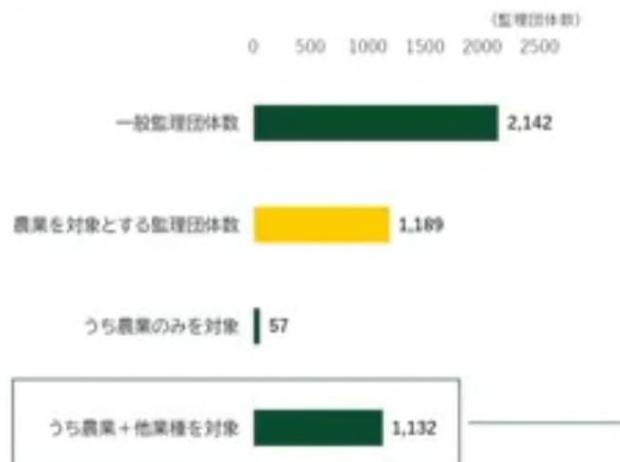
適切な管理を行う場合、他分野に比べて1社あたりが少ない農業分野

育成就労制度の概要と制度を踏まえた対応検討のポイント－農業分野を中心として－

監理支援機関

農業を対象とする一般監理団体のほとんどが他業種も対象としている

許可監理団体（一般）の農業への対応状況



許可監理団体（一般）の対象業種数



- 農業を対象業種とする一般監理団体のうち、4割強が30業種以上を対象としている。
- 9割が10業種以上を対象としており、食品製造業や建設業をはじめとする、農業との“競合”が予想できる業種にも対応している。
- 体制要件が監理支援機関として対応する業種に影響を及ぼす場合、農業は劣後する可能性があるのではないか。

資料：外閣入換室実行機構「許可監理団体（一般）（令和2年6月12日現在）」より農中研作成。

Norinchukin Research Institute

農林中金総合研究所
Norinchukin Research Institute

2025.7.2
農中研Webセミナー



管理担当者 1名につき7社まで + 39名まで。

監理支援機関側からみたスケジュール

農家側から見たスケジュール

著作権の都合上 講演時のみ表示予定

既に管理団体は動いている！？

問われる農家の真摯な姿勢と実績

特定技能2号合格者とその経営者に対するアンケート調査抜粋

経営形態	人数	割合
株式会社	18	47%
個人経営体	11	29%
その他の法人	7	18%
農業組合法人	1	3%
農協	1	3%
	38	

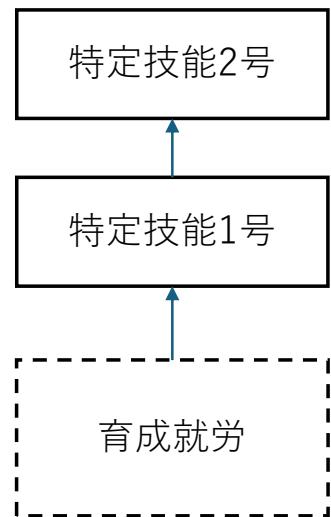
農地の経営規模	人数	割合
0 - 1 0	22	55%
1 1 - 2 0	10	25%
2 1 - 3 0	1	3%
3 1 - 4 0	0	0%
4 1 - 5 0	0	0%
5 1 ~	7	18%
	40	

特定技能2号の受験を勧めた動機は何か	人数	割合
本人が自分で決めた	35	56%
継続勤務を期待した	19	31%
幹部・役職になってもらうため	5	8%
本人の能力を示すため	3	5%
	62	

合格後は待遇が変わりますか	人数	割合
賃金や手当が増える	22	63%
基本的には変わらない	13	37%
幹部・役職者になる	10	29%
住居を変える	1	3%
	35	

あなたの会社には特定技能2号が何名いますか？
という問い合わせに答えられる環境整備が必須

一度立ち止まり、自社の人材戦略を考える①



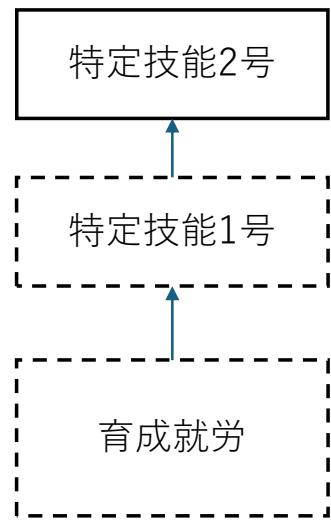
現在 技能実習を受け入れていて、同じように3年間で必ず入れ替える方式を選択。

リスク：

- ①これまで通りだが、他社に比べコストが上がる。
加えて、人財が定着しない企業として認識される恐れ大
- ②良い人材がきても入れ替えていく仕組みのため、自地域に対しても「もったいない」

現状維持も可能だが、限られた企業のみ許される

一度立ち止まり、自社の人材戦略を考える②



現在 技能実習を受け入れている場合

選択肢①：技能実習と同じく育成労を行う

リスク→特定技能1号になると転職される

選択肢②：このタイミングから特定技能1号を活用する

リスク→環境が整わないとすぐに転職される

派遣から入りその後転籍を行うことでリスク減

長期雇用を考える場合、今一度立ち止まりビザ開始を考える

農家事例

経緯

2019年から特手技能1号の派遣を受け入れ開始し
2024年のYUIME実績は**派遣85名、登録支援12名**

作業内容

大根、ブロッコリー、かぼちゃ、ニンジンなどの
収穫と選別作業ならびに農協の作業請負

農業経営へのプラス

**作業現場における外国人リーダーの育成により
特定技能2号として直雇用！(12名)**



おまけ



インド視察における考察



結論

インドの受け入れ伸び率は、伸びしろ（ポテンシャル）が高い
その中でも日本側から求めている分野毎に、マッチングする地域が異なるため戦略的投資が必要

理由

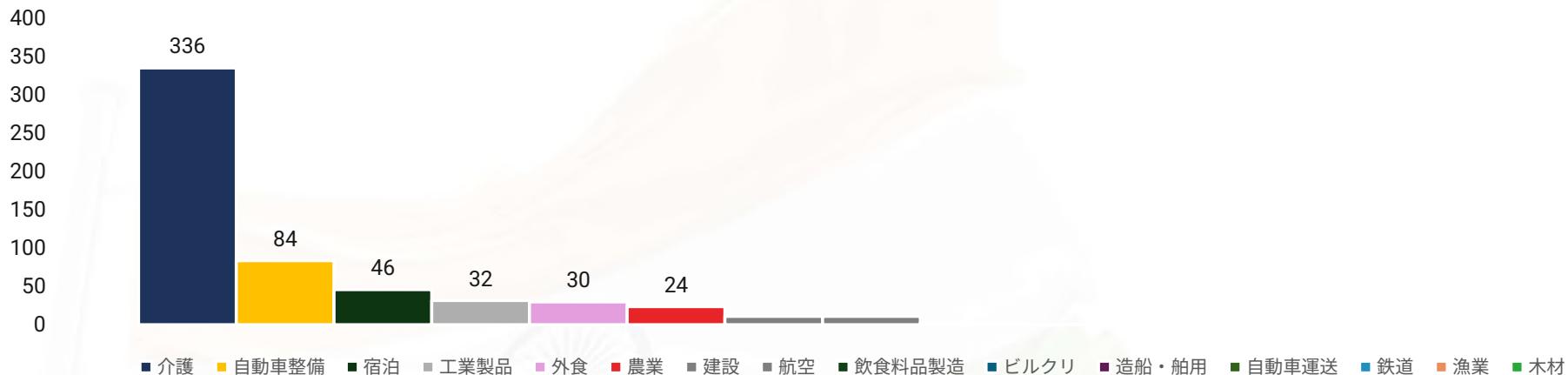
インド全体（SSW）の実績として約60%を占めるのが介護分野だが
戦略的に増えたというより日本からのオーダーがあったため増やした要素が強い
国としても公共施設および公共既存事業との連携体制活用可能になっている
ただし男女同じぐらいの生徒割合にもかかわらず、日本からのオーダーが女性のみで男性余り
他分野のオーダーが一定層あれば、介護と同じくインドを代表する分野として認知が可能

地域別比較

	地域	特徴	農業	建設	自動車整備	備考
北インド	自己主張大 食事制限大	×	○	△		建設多い
南インド	教育レベル高 車両整備系向き	×	△	○		自動車整備 ケララ州は介護
北東インド (ナガランド州)	モンゴロイド系 日本人に類似 英語文化 シャイ	○	○	×		農業と外食は 向いている

インド視察における考察

SSW実績数値



介護分野が約60%であるため、集中的に介護人材の送り出しに目覚めているように見える
実際に現地ツアーで深堀すると、日本からのオーダーが様々重なり、介護人材の送り出しを始めたケースが多い
国の施設や仕組を連動させ、介護人材に向いている特性人材、経験者を送出そうとする意志が見える

課題

女性のオーダーが圧倒的多数を占める
そのため女性は取り合いの状態
男性も育成クラスに一定層勉強しているが、ニーズがないため、就職できず
やきもきする状態が、全地域で起きている

インド視察における考察

- 北東インドは農業人材の最重要拠点になり得る
- 外食・介護の適性も高く、外食試験開始（2025年9月開始）による市場拡大が見込める
- 送り出し機関は特定の企業が中心
- 日本から個々の企業ではなく塊で農業専用バッチを設けることで、価格交渉と供給安定が期待できる
- 長期的には「北東部 × 農業 × SPF協会（日本の地域や企業名）」というブランド構築可能
- 今回を機にYUIMEが音頭を取り、SPF専属クラス開講など 可能！



さあ、一緒に
はじめましょう！

